

# 西粟倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 8年 1月20日 (火) 午後6:30～ 6:50

2. 開催場所 あわくら会館 東3

3. 出席者

農業委員	事務局
○ 青木英隆	事務局長 春名 一樹
○ 萩原眞壽雄	事務員 谷口 亮太郎
○ 上山光重 欠	
○ 清水貴志	
○ 神原秀吾	
○ 政久剛志	
○ 井上 誠	
○ 春名光博	
○ 新田 茂	
○ 春名昌美	
○ 田中裕之	
○ 小椋義宣	

4. 議事日程

- ・ 議事録署名委員の選出
- ・ 議案第1号 農用地利用集積等促進計画の公告について (一括契約)
- ・ 議案第2号 農地法第3条
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3
- ・ 報告第2号 現況証明

5. 議決事項

- ・ 議案第1号  許可 ・ 不許可
- ・ 議案第2号  許可 ・ 不許可

6. 内容

事務局長	それでは、お時間となりました。1月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。 本日は上山委員より欠席の連絡をいただいております。 それでは、会長よろしく申し上げます。
会長	それでは、議題にそって審議していきたいと思いますのでよろしく申し上げます。 まず、今回の議事録署名委員の指名をします。今回は、議席番号1番の神原委員と2番の小椋委員に申し上げます。

	<p>それでは、事務局から説明をよろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>失礼します。</p> <p>それでは、早速ですが資料2ページ目をお願いします。</p>
事務局	<p>■議案第1号 P2 農用地利用集積等促進計画の公告について。 今回、14件の申請がありました。</p> <p>■申請番号1番（使用貸借権）1筆 渡し人 大阪府●●●番地 ●●●氏 受け人 西粟倉村●●●番地 ●●●氏 本件の土地の名義人は故●●●氏ですが、10ページにあります「相続に関する自己申告書」を各申請者よりご提出いただいているので、相続の手続きが完了していない場合でも土地を管理している申請者名義で貸借の利用ができるものとなっております。</p> <p>■申請番号2番（賃貸借権）1筆 渡し人 東京都●●●番地 ●●●氏 受け人 西粟倉村●●●番地 ●●●株式会社</p> <p>■申請番号3番（使用貸借権）1筆 渡し人 西粟倉村●●●番地 ●●●氏 受け人 西粟倉村●●●番地 ●●●氏</p> <p>■申請番号4番（使用貸借権）1筆 渡し人 兵庫県●●●番地 ●●●氏 受け人 西粟倉村●●●番地 ●●●氏</p> <p>■申請番号5番（使用貸借権）2筆 渡し人 大阪府●●●番地 ●●●氏 受け人 西粟倉村●●●番地 ●●●氏 本件の土地の名義人は故●●●氏ですが、19ページにあります「相続に関する自己申告書」を各申請者よりご提出いただいているので、相続の手続きが完了していない場合でも土地を管理している申請者名義で貸借の利用ができるものとなっております。</p> <p>■申請番号6番（使用貸借権）1筆 渡し人 大阪府●●●番地 ●●●氏 受け人 西粟倉村●●●番地 ●●●氏 本件の土地の名義人は故●●●氏ですが、22ページにあります「相続に関する自己申告書」を各申請者よりご提出いただいているので、相続の手続きが完了していない場合でも土地を管理している申請者名義で貸借の利用ができるものとなっております。</p> <p>■申請番号7番（使用貸借権）1筆 渡し人 西粟倉村●●●番地 ●●●氏 受け人 西粟倉村●●●番地 ●●●氏</p>

	<p>本件の土地の名義人は故●●●氏ですが、25 ページにあります「相続に関する自己申告書」を各申請者よりご提出いただいているので、相続の手続きが完了していない場合でも土地を管理している申請者名義で貸借の利用ができるものとなっております。</p> <p>■申請番号 8 番（使用貸借権）3 筆  渡し人 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏  受け人 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>本件の土地の名義人は故●●●氏ですが、28 ページにあります「相続に関する自己申告書」を各申請者よりご提出いただいているので、相続の手続きが完了していない場合でも土地を管理している申請者名義で貸借の利用ができるものとなっております。</p> <p>■申請番号 9 番（使用貸借権）3 筆  渡し人 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏  受け人 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>本件の土地の名義人は故●●●氏ですが、32 ページにあります「相続に関する自己申告書」を各申請者よりご提出いただいているので、相続の手続きが完了していない場合でも土地を管理している申請者名義で貸借の利用ができるものとなっております。</p> <p>■申請番号 10 番（使用貸借権）1 筆  渡し人 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏  受け人 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>■申請番号 11 番（使用貸借権）3 筆  渡し人 兵庫県●●●番地 ●●● 氏  受け人 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>■申請番号 12 番（使用貸借権）2 筆  渡し人 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏  受け人 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>■申請番号 13 番（使用貸借権）1 筆  渡し人 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏  受け人 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>■申請番号 14 番（使用貸借権）6 筆  渡し人 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏  受け人 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>詳細は 9～44 ページに添付をしておりますのでご確認ください。</p>
会長	第 1 号議案について、何かありますでしょうか。
萩原委員	今回提出された申請書に「新規・再設定」の欄がついていないが、新たに作成したのではないか
事務局	作成して窓口に置いたのが先月になり、以前の様式を渡した人はそのまま提出している

	形になっています。新しい様式で渡している人もいるのでしばらくは古い様式と新しい様式それぞれで提出される状態になるかと思います。
会長	他に無いようでしたら、第1号議案についてはご承認いただきました。 次に、第2号議案について説明をお願いします
事務局	<p>■議案第2号 P45</p> <p>農地法3条の案件です。</p> <p>■申請番号1番 1筆</p> <p>渡し人 埼玉県●●●番地 ●●●氏</p> <p>受け人 西栗倉村●●●番地 ●●●氏</p> <p>本件は、渡し人が県外在住で今後こちらに戻ってきて管理をすることが難しいことから所有権移転を行うものです。</p> <p>詳細は46～58ページに添付をしておりますのでご確認ください</p>
会長	第2号議案について、何かありますでしょうか。
会長	他に無いようでしたら、第2号議案についてはご承認いただきました。 次に、報告第1号について説明をお願いします。
事務局	<p>■報告第1号 P59</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出についてです。</p> <p>今回2件の届出がありました。</p> <p>■報告番号1番</p> <p>届出者 西栗倉村●●●番地 ●●●氏</p> <p>■報告番号2番</p> <p>届出者 大阪府●●●番地 ●●●氏</p> <p>本件は共に故●●●氏の死亡による相続の届出です。</p> <p>詳細は61～83ページに添付をしておりますのでご確認ください</p>
会長	報告事項第1号について、何かありますでしょうか。
(意見聴取)	
異議なし。	

会長	ないようでしたら。次に報告第2号について説明をお願いします。
事務局	<p>■報告第2号 P84</p> <p>現況証明願（非農地証明願）の届出についてです。</p> <p>■報告番号1番</p> <p>申請者 大阪府●●●番地 ●●● 氏</p> <p>■報告番号2番</p> <p>申請者 津山市●●●番地 ●●● 氏</p> <p>本件は、それぞれ相続で農地を取得されましたが、共に一部が宅地になっている等して非農地証明の依頼がありました。</p> <p>井上会長、神原会長代理、清水委員と現地確認を行った結果。宅地と判定しました。</p> <p>詳細は85～97ページに添付をしておりますのでご確認ください。</p>
会長	報告2号について、何かありますでしょうか。
会長	その他、事務局からありますでしょうか。
事務局	<p>①先月、萩原委員にご質問いただきました「雑種地を農地に地目変更できないのか」ということにつきまして、私はその際「地目変更はできないと聞いたことがある」と申しましたが、岡山県農業会議に確認を取りましたところ、以下のような流れでできるということでした。まず非農地（雑種地）となった地を法務局で地目変更の手続きを行う→地目変更は現地確認で農地と判断する必要があるので耕起や作付けをして農地として判定してもらうように整地する→農地と判断され地目変更を行う→農業委員会に事後報告で耕作届もしくは開墾届と地目変更した登記を提出→事務局でシステムに農地の登録という流れになるそうです。耕作届は今後案件としてありそうであれば作成をしておくようにさせていただきます</p> <p>②地域計画協議の場開催について</p> <p>令和6年度中に皆様にご協力いただき7年度より施行されました地域計画につきまして、年に一度は協議の場を開催することが必要になります。今年度は大きな変更はありませんが、一部、農振地除外のために地域計画から外す案件や、新規就農のために新たに地域計画の担い手に位置付ける案件があるので現在、資料を作成中です。</p> <p>予定では2月の農業委員会総会前に開催し、その後通常の委員会を行う予定としています。農地中間管理機構やJAも招集するので日程調整次第では別日になる可能性もありますのでご了承ください。</p> <p>③●●●●について</p> <p>●●●●</p>

会長	以上よろしいでしょうか。 無いようでしたら以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。
事務局長	お疲れさまでした。 それでは、閉会の辞を会長代理お願いします。
会長代理	～閉会～

年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員